

**八潮市多文化共生推進プラン改定版策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

令和8年4月

八潮市市民活力推進部市民協働推進課

1 目的

「八潮市多文化共生推進プラン改定版」（計画期間予定：令和10年度～令和17年度の8ヶ年）を策定するにあたり最良な事業者の選定を行うため、価格のみの競争ではなく企画力、技術力、実績等の点から選定を行う公募型プロポーザル方式の実施にあたって、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務内容

別紙「八潮市多文化共生推進プラン改定版策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(2) 履行期間

契約日から令和10年3月24日まで

(3) 実施形式

公募型プロポーザル形式

(4) 本業務の実施に係る予算上限額

金8,676,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(5) 支払条件

この契約は、本委託業務完了後、一括払いとする。

3 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 仕様書の内容を理解した上で、本公募型プロポーザルに参加できる法人とする。

(2) 八潮市の「令和7・8年度 指名競争入札参加資格者名簿」に登録されていることまたは契約開始日までに登録される見込みであること。

(3) 本プロポーザルの公告の日から契約締結の日までの期間において、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準（昭和63年8月1日市長決裁）に基づく指名停止措置または八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成8年9月20日市長決裁）に基づく指名除外措置を受けていないこと。

(4) 八潮市競争入札参加資格を抹消され、当該抹消日から3年間経過していない者。

(5) プライバシーマークまたはISMSの公的認証を取得していること。

(6) 令和3年度以降において、他自治体の多文化共生推進計画の策定に関わる業務委託を元請けとして実施し、2件以上の業務を完了した実績を有すること。

(7) 次のいずれの欠格事項に該当しない者。

①地方自治法第92条の2に該当する者。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

③会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正又は再生手続をしている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始

の申立てをしている者。

- ④国税、都道府県税及び市区町村税を滞納している者。
- ⑤経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できない者。
- ⑥宗教活動や政治活動を目的とする者。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号及び八潮市暴力団排除条例（平成25年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員が経営していない者または事実上経営に参加していない者であること。
- ⑧その他法令等に違反するものでないこと。

4 スケジュール

項 目	日 程
公募開始（実施要領の公表）	令和8年4月27日（月）
実施要領等に対する質問の受付	令和8年4月27日（月） ～令和8年5月12日（火） 正午までに提出
実施要領等に対する質問の回答	令和8年5月19日（火）
企画提案書等提出期限	令和8年5月29日（金） 正午までに提出
第一次審査 （書類審査）	令和8年6月 1日（月） ～令和8年6月 5日（金）
第二次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和8年6月19日（金） 予定
選定結果の通知	令和8年6月下旬（予定）
契約締結	令和8年6月下旬（予定）

5 応募手続き

- (1) 八潮市ホームページに実施要領等を掲載し、公表して募集を行います。
- (2) 企画提案書の提出
 - ①受付期間 令和8年4月27日（月）～令和8年5月29日（金）正午（必着）
（受付期間中の土日祝日を除く）
 - ②受付時間 午前9時00分～午後5時00分（正午から午後1時を除く）
 - ③提出書類 別紙2「（仮称）八潮市多文化共生推進プラン改定版策定業務委託事業者公募に係る提出書類一覧」のとおり。
A4サイズで綴じ込み、資料番号をインデックスで標示してください。
 - ④提出先 八潮市市民活力推進部市民協働推進課
〒340-8588
埼玉県八潮市中央一丁目2番地1（市役所庁舎2階）

- ⑤提出方法 持参または郵送による提出とし、郵送の場合は、受付期間内必着とし、配達記録が確認できる書留郵便等に限るものとします。
- ⑥提出部数 10部（正本1部、副本9部）及び提出書類のPDFデータを入れたCD-R等1部提出してください。
- ※提出書類等に記載された個人情報については、事業者選定の目的以外には使用しません。

（3）質問の受付と回答

①質問受付期間

令和8年4月27日（月）～令和8年5月12日（火）正午まで

②質問の提出方法

ア 質疑書（様式第5号）に記入のうえ、電子メールにて提出してください。

イ 電子メールの件名は、「八潮市多文化共生推進プラン改定版策定業務委託に関する質問（法人名）」としてください。

ウ 提出先電子メールアドレス

「shiminkyodo@city.yashio.lg.jp」

エ 電子メール送信後、市民協働推進課まで送信確認の電話をしてください。

③回答期間

令和8年4月27日（月）～令和8年5月19日（火）

④回答方法

回答については、質問をした事業者名を伏せ、市ホームページで随時公表します。

⑤その他

応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、「質疑書」（様式第5号）により行うこと。ただし、審査内容や評価項目に関する質問については回答いたしません。

応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページに掲載しますので定期的に確認をしてください。

（当ホームページの記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。）

6 選定方法

本業務の事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

八潮市多文化共生推進プラン改定版策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、期間内に提出された申請書等による書類審査及びプレゼンテーションを行い、別紙1「審査評価表」に基づき総合的に審査し、事業者を選定します。

①第1次審査

期限内に提出された公募申請書等により、選定委員会事務局にて参加要件を満たしているか等の審査を行い、参加要件を満たす者を第1次審査対象とします。

別紙1「審査評価表」における評価項目「受託体制」、「受託実績」について選定委員会事務局にて、書類審査で評価を行い、上位3者を選定し、2次審査を実施します。

1次審査の審査結果は、1次審査を受けたすべての提案業者に電子メールで通知します。
なお、提案業者が3者以下の場合においては、参加要件を満たすすべての提案業者において2次審査を実施します。

②第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）実施日時

令和8年6月19日（金）予定

時間等の詳細については、第一次審査通過者に審査の結果と併せ、電子メールで通知します。

③実施場所

八潮市役所3-4会議室（3階） 八潮市中央一丁目2番地1

④出席者

プレゼンテーションは、受注した場合の実務担当者が行うこととし、説明者を含めた3名までの出席とします。

⑤実施方法

事前に提出した資料等を用いてプレゼンテーションを行っていただきます。

ア プレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とします。

イ 説明は、一提案業者につき20分以内とし、ヒアリングは10分程度とします。

ウ 説明する提案業者は、予定時刻の10分前までに控室となる八潮市役所3-2会議室（3階）に入室し待機してください。

なお、開始予定時刻に遅れた場合は、欠席として取り扱います。

エ 説明は、企画提案書に基づく項目、その他提案業者の特に強調したい提案内容等について行うものとします。

なお、プレゼンテーションの際に、提出書類に含まれていない追加資料を用いることは認めません。

オ プロジェクター等機材を使用する場合は、事前に市民協働推進課に連絡してください。スクリーンは市側で用意しますが、その他必要な機材は、提案業者が用意してください。なお準備は、入室から説明開始前の時間に行ってください。

カ プレゼンテーションは、非公開とします。

キ 提案業者が1社の場合でもあっても審査を行い、選定基準（7割）以上の場合は、契約先業者として選定します。なお、選定基準（7割）を満たしていない場合は、失格とします。

ク 合計得点の最も高い提案業者が複数の場合は、選定委員の協議により契約先業者を決定します。

ケ 合計得点の最も高い提案業者が辞退した場合は、合計得点の高い順により契約先業者を決定します。

⑥選定結果の通知

選定結果については、電子メールにて通知します。

⑦その他

ア 選定結果についての問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けません。

イ 審査結果は、契約先決定後に提案業者から書面（様式自由）により情報提供の希望があった場合、電子メールにより、次の項目について情報提供を行います。

- ・プロポーザルの参加業者数
- ・契約先業者名
- ・契約金額
- ・契約先業者の評点の合計値
- ・情報提供希望のあった業者の評点の合計値
- ・情報提供希望のあった業者の全体順位
- ・提案項目ごとの契約先業者との評点の優劣（評点は情報提供しない。）

ウ 契約先業者が契約締結前に、「3参加要件」を失った場合、または、虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次点の者を新たな契約先業者として決定します。

7 契約方法等

- (1) 契約先業者として決定された提案業者は企画提案書に基づき、詳細な内容について協議をし、予定価格の範囲内で契約を締結します。
なお、協議において、市は必要に応じて提案業者に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができますものとしします。
- (2) 本契約の際は、再度、見積書を提出してください。なお、その見積額を提出する際には、提案の際に提出した見積額を超えないようにしてください。ただし、市が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 契約交渉が不調の時は、次点の者と契約締結の交渉を行います。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに係る一切の経費は、すべて提案業者の経費とします。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しません。また、提出された企画提案書等は、八潮市情報公開条例（平成13年八潮市条例第24号）に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがあります。
- (3) 提出期限以後の企画提案書の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 企画提案書等の提出から契約締結までの間に「3参加要件」を満たさなくなった場合は、その時点で失格とします。
- (5) 提出された企画提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の取り扱いにするとともに、虚偽の記載をした提案業者に対し、指名停止の措置を行うこともあります。
- (6) 企画提案書で用いる言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商法特許の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案業者が負うものとしします。

- (8) 企画提案書作成のため八潮市から入手した資料は、企画提案書等の作成以外の目的で使用する
ことはできないものとします。
- (9) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、「辞退届」（様式第6号）を提出すること。なお、本
市から配布した資料は必ず返却すること。
- (10) 本件のプロポーザル実施の説明会は行いません。
- (11) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議による定めるものとしま
す。

9 問い合わせ

〒340-8588

八潮市中央一丁目2番地1（市役所庁舎2階）

八潮市役所市民活力推進部市民協働推進課

電 話：048-996-2016

FAX：048-999-8105

E-mail: shiminkyodo@city.yashio.lg.jp